

要保存

令和2年5月7日

災害発生時における学校の対応

横浜市立小山台小学校

校長 椎名 哲也

PTA会長 高橋 知佐子

災害が発生した場合などについて、本校では次の通り対応の仕方を定めています。
適切な対応ができますよう、ご家庭でもご確認をお願いいたします。

①登校前

- (1) 「暴風警報」発令
- (2) 「大雪警報」発令
- (3) 「暴風雪警報」発令

横浜市内に

- (4) 「東海地震注意情報・同予知情報・同警戒宣言」
- (5) 「特別警報」

のいずれかが発令された場合



午前6時の段階で(1)～(5)のいずれかが発表継続中→**臨時休業**とする。

※臨時休校に関する判断時刻が変更になりましたので、ご確認ください。

※「暴風警報」については、これに大雨・洪水警報等を伴うものを含みます。
(強風注意報はこれにあたりません。)

※テレビ放送では視聴できない場合がありますので、
インターネット(横浜市防災情報等)でご確認願います。

※警報による臨時休業について、メール配信は行いません。

※ただし、横浜市内に震度5強以上の地震が発生した時は、被害状況などから判断して、
措置を決定します。メール配信で行います。

(メール配信も状況によりつながりにくい場合がありますので、ご了承ください。)

警報が発令されなくても、登校に問題があると各家庭で判断した場合には、登校を遅らせる。または見合わせて下さい。(欠席・遅刻扱いにはなりません。)

② 在校中

- (1) 風水害・大雪が予想される場合
- (2) 「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」が発令される場合
- (3) 横浜市内に「東海地震注意情報・同予知情報・同警戒宣言」のいずれかが発令された場合
- (4) 横浜市内に震度5強以上の地震が発生した場合
- (5) 周辺の鉄道等の運行状況を確認し、再開の見込みが立たない場合
- (6) 学校及び周辺の地域が停電となっていて、児童を安全に帰宅させられないと判断される場合
- (7) 学校で火災が発生した場合
- (8) 「特別警報」が発令された場合

(1) ~ (8) のいずれかが発生した場合

保護者に直接引き渡しを行います。

※ 保護者への連絡は、メール配信で行います。

(メール配信も状況によりつながりにくい場合がありますので、ご了承ください。)

※ 訓練時のみ

代理の方に引き取りをお願いする場合には、あらかじめ「誰が引き取りに来るのか」を確実に児童がわかるように連絡してください。

③ その他

- その他不測の事態が発生した場合、学校長の判断により対応します。